

インサイト

INSIGHT

クラウドファンディングへの期待と不安

投資型クラウドファンディングの利用促進のための制度整備を盛り込んだ改正金商法が成立した。証券市場からの資金調達や銀行からの借入れが難しい創業間もないベンチャー企業や再チャレンジを目指す企業、さらには地域の伝統産業に資金調達の道を開くことが狙いだ。2013年6月に閣議決定されてから1年足らずで法改正が実現した。1年以内の施行が予定されている。

こうした動きを受け、投資型クラウドファンディングという言葉が新聞紙面を飾ることが増えると予想されるが、正しく報道されることが必要だ。例えば、「個人が未公開株を売買できるようになる」という記事も見かけるが、募集の取り扱いをするだけで、未公開株を売買できる市場が創設されるわけではない。

投資家が途中換金するには自分で買い手を探す必要があるし、市場がないので株価の見積もりも困難だ。「こんなはずではなかった」という投資家を生まないためにも、基本的な情報の周知が大切だ。

投資型クラウドファンディングとは誤解を恐れずに表現すれば、“出会い系サイト”に似た面がある。資金を必要とする人がインターネット上のクラウドファンディング業者の運営するサイトで事業計画を披露し、これを見て「応援したい」と思った投資家が出資するというものだ。既存の金融では実現しなかったような“出会い”が生まれるだろうが、何か危なっかしさも付きまとう。

クラウドファンディングを利用すれば、実績や担保がない企業や個人事業主でも、多くの投資家の“共感”を得ることができれば、必要な事業資金を集められる。投資家の中には、一般の個人投資家にはできなかったベンチャー企業などへの投資が可能になるとして歓迎する向きもある。



フォスター・フォーラム
事務局長

永沢裕美子

“共感による投資”という言葉が、これまで投資に冷ややかだった人たちを動かし、新たな金融の流れを創造する力を持っていると受け止める人も少なくないだろう。

その反面、マイナス面を懸念する声も根強くある。大臣からの諮問を受けて投資型クラウドファンディングのあり方を検討した金融審議会のリスクマネーWGでも、多くの委員が創設の意義を認めつつも、不安を口にした。

インターネット上で事業者と投資家が出会うため、詐欺などの犯罪に利用されやすいのではないかという意見はもちろん、投資判断に必要な情報がきちんと出てくるのかを心配する声も数多く上がった。こうした指摘を受け、業者にデューデリジェンス義務や情報提供義務が課されることになったが、その内容がいまひとつはっきりしない。

国会でも、質問に立った議員から情報開示が制度的に保障されていない点を心配する質問が相次いだ。衆議院の財政金融委員会では、付帯決議により「訪問や電話による販売勧誘の禁止」が付された。「投資は自己責任」の原則を一層徹底する必要があるとの判断が働いたためと思われる。

ベンチャー投資は失敗する確率が高い。いわば超ハイリスク投資だ。だからこそ、そうしたリスクを受容できる投資家だけに参加してもらう必要がある。一方、事業者側も自分たちの夢やプランに“共感”して出資してくれた投資家を“納得”させられるだけの誠実な経過報告が求められる。それをやり遂げられるかが投資型クラウドファンディングの成否のカギになると思われる。

なお、国会での審議の様子は当会のホームページ (<http://www.fosterforum.jp> >活動>2014年>財政金融委員会傍聴報告) で報告している。